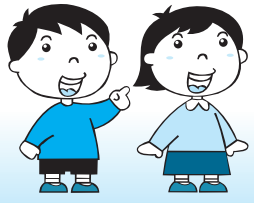
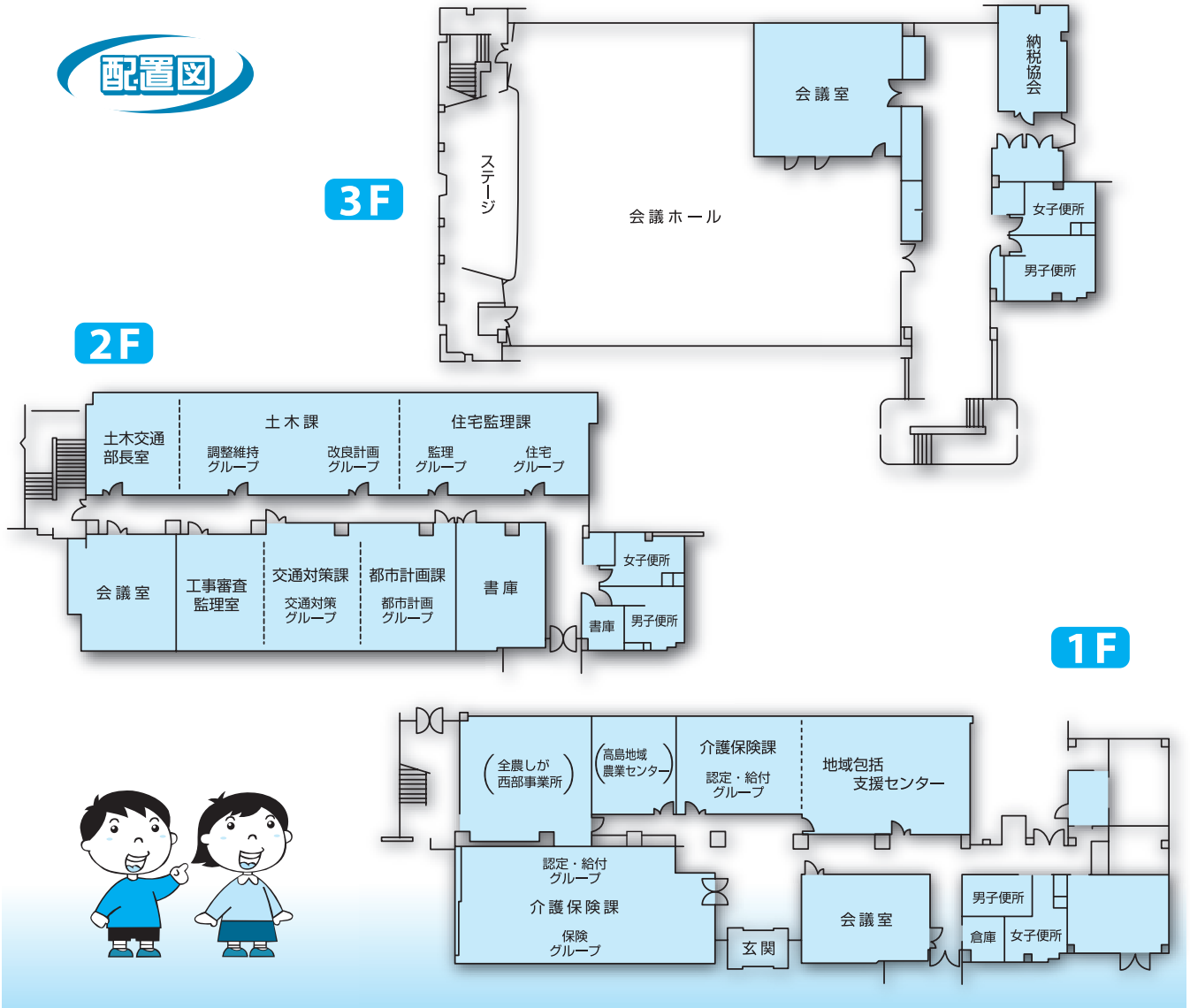


高島市役所・別館

配置図



決算特別委員会

委員長 清水日出夫

◆平成17年度17会計の決算を認定！

当委員会が付託を受けた平成17年度高島市一般会計、各特別会計および事業会計にかかる全17会計の決算認定について報告します。

会期中2日間の審査日程で委員全員の出席のもと委員会を開きました。市が誕生して初めて1年間を通じた急激な行政変化の中での決算であり、これまでの予算の審議経過も踏まえながら慎重に審査を進めました。

各事業の成果等に対し委員からは、市税や使用料等の未済総額9億1千万円にのぼる今後の対策、高島病院の深刻な経営問題、市民負担や公共工事の発注等々幅広い角度から、問題点の指摘や提言がなされました。

審査上の指摘事項については、早急に善処・改善を求め、切実なる市民生活に基づく意見や提言は、19年度予算に反映していただくことを強く要望し、全17会計ともに「認定すべきもの」と決定して閉

本決算の17会計総額

総務常任委員会

委員長 駒井 芳彦

◆ 行政調査報告

閉会中の所管事務調査として、去る7月25日から26日の日程で行政調査を実施しました。

税収の伸びも見込めず厳しい財政状況が続く中で、新型交付税制度の導入構想が示されたことを受け、制度の概要と今後の動向を調査し、併せて過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)が平成21年で期限が切れることから、今後の動向を調査しました。

新型交付税の調査では、交付税を出す側の総務省と、受ける側の地方六団体の一つである全国市議会議長会の両方から説明を受け調査をしました。

新型交付税制度については、地方財政改革の一環で、複雑で分か

りにくい交付税の配分基準を、人口・面積を基準に配分しようとするもので、平成19年度から一部導入され、3年間で5兆円程度をこの基準で配分し、10年後を目処にこの制度に変更しようとするものです。

まだこの制度の設計が完全に出てなく、人口が増えれば一人あたりの行政コストは下がります。面積についても宅地と林野では面積あたりのコストが異なります。また、離島・過疎地などにも十分な配慮が必要



全国市議会議長会における視察研修

との総務省の説明でした。

地方財政改革全般にわたり、地方6団体を中心に財源の確保に努める行動が、今後必要であると実感しました。

また過疎法は、起債償還額の70%を国が面倒をみてくれる有利な制度ですが、10年間の時限立法で平成21年に期限が切れます。過去3回は制度が延長されており、いずれも期限の3年前から延長の動

きが見られ、来年あたりからその動きがあるのではないかと説明を受けました。

仮に延長されても、これまでのハード事業からソフト事業に対する支援に移行されるほか、過疎市町村の基準も見直しが必要なことから、引き続き本市へ

◆ 付託議案の審査結果報告

開会中の所管事務調査として、8月31日に当委員会に付託されました8議案を審査しました。

主なものは次の通りです。

「高島病院建設準備基金条例」については、高島病院対策特別委員会の審査経過をふまえて審査しました。

特別委員会においては、十分に審議した結果「否」とする意見は無いとの委員長報告を受け審査に当たり、高島病院の深刻な経営不振や施設の耐震問題な

の適用は未確定です。議員立法であり、適用に向け、所属する全国過疎連盟等を通じた全国規模での要請など、これら財源の確保については、執行部と共に情報収集に努め、早期に適正な行動を取って行きたいと考えています。

の施設指定管理者選定審議会委員」については、その名称を「経営改革推進委員会委員」および「指定管理者候補者選定委員会委員」に改めるもので、何れも委員の選任方法や人選については、市民を中心とした人選や透明性の確保などに配慮するよう等の意見があり、賛成多数で「可決すべきもの」と決しました。

ど、山積する課題がある中で、喫緊の課題として基金造成を行い、市民をはじめ病院関係者にも施設整備への方向性が見せることなどを理由に2名の委員より賛成討論があり、全員賛成で「可決すべきもの」と決しました。

「高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」については、新たに「企業誘致審査委員会委員」を加え、「行政改革推進委員会委員」および「公

開できる公文書の範囲を拡大するもので、審査の結果、全員賛成で「可決すべきもの」と決しました。